

## 重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

事業所名	すわいきいき教室 ラ・サンテ
所在地	長野県諏訪市大字四賀2213-1
事業所指定番号	20A0600035
連絡先	電話 0266(57)0088
サービス提供地域	諏訪市
利用定員	13名

### 2. 事業目的及び運営方針

#### (1) 事業の目的

諏訪市社会福祉協議会が開設するすわいきいき教室ラ・サンテ（以下「事業所」という。）が行う通所型サービスA（以下「サービスA」）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「サービスA従事者」という。）が、総合事業対象者状態（以下「事業対象者状態」という。）にある高齢者に対し、適正なサービスAを提供することを目的とする。

#### (2) 運営の方針

事業所のサービスA従事者は、事業対象者状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター、介護支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### 3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービスの内容等	人員
管理者	業務の管理を行います。	1名（常勤兼務）
生活相談員	サービス利用に係る一切の相談業務を行います。	1名以上（常勤兼務）
介護職員	介護及び介護予防活動、送迎業務等を行います。	2名以上

※勤務時間 月～金 8：30～17：30

※休暇 土曜・日曜・祝日・8月15日及び12月29日から1月3日までの年末年始を除く。

### 4. 業務日及び業務時間

業務日	業務時間
月曜日から金曜日まで ※祝祭日、祝日及び8月15日・12月29日から1月3日を除く	午前9時30分から午後12時30分 午後1時30分から午後3時30分

## 5. サービス内容及び費用

### (1) 通所型サービスAの介護保険給付対象サービス

#### ①サービス内容

- ・介護予防活動

介護員等により利用者の状況に適した介護予防活動を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

- ・生活指導

利用者の生活面での指導・援助を行います。

- ・健康チェック

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

- ・相談及び援助

利用者とその家族からの相談に応じます。

- ・送迎

ご自宅から施設までの送迎を行います。尚、利用者の希望により、提供しないことも可能です。

#### ②費用

- ・諏訪広域連合が定めた額として、法定代理サービスである場合は、原則として添付する契約書別紙サービス内容及び利用料金同意書に示す利用料金の1割または2割または3割が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容及び利用料金同意書に記載します。

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様のサービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

- ・総合事業での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

- ・総合事業適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接総合事業給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

- ・介護保険法の改正や諏訪広域連合の定めに伴い利用料の変更を行う場合がありますので予めご理解下さい。

- ・総合事業外の費用として、ご利用一回ごとお茶代（教養娯楽費含む）130円、昼食を利用される方は昼食代等、日常生活活動に必要な費用が必要となります。

- ・利用料の支払いは、事業者が指定する口座自動引き落としサービスの利用により、月末締め切り翌月25日（金融機関休業日は翌営業日）に指定口座より引き落としてお支払いいただきます。

- ・事業対象者として認定されなかった期間の利用料金は別紙に定める。

## 6. サービス提供時間

(午前の部) 9：30～12：30 (午後の部) 13：30～15：30

## 7. 当事業所におけるサービス提供方針

### (1) 様々なりハビリテーションプログラムの提供

当事業所はすべてにおいて介護予防活動プログラムとしてサービスが提供されます。介護予防機能訓練のみならず、皆様に適した各種プログラムにご参加いただきます。

### (2) 過剰サービスの排除

当事業所では皆様の介護計画と皆様の残存機能（出来ること、出来ないこと）に応じ、過剰介護をせず、自立、維持、回復していただく信念において介護予防サービスを実施します。よってよほどの事情が無

い限りお茶などの上げ膳据え膳サービスは行いません。出来ることはご自身で行っていただきたいと考えております。

#### 8. 個人情報保護及び守秘義務

職員は在職中はもちろん退職後についても皆様の情報を第三者に漏洩しないことを誓約しております。又、秘密保持の為の教育、指導を徹底しております。尚記録物等に関しては担当者会議及び緊急性を除く外部持ち出しの一切を行わず（担当者会議等必要時においては必要最低限の記録、情報を持ちだし、活用させていただきます）。

#### 9. 相談窓口及び苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については営業時間中に限り、次の窓口で対応します。

電話番号 0266(57)0088  
担当者 生活相談員及び管理者

又苦情についてはお住まいの各市町村の窓口又は国保連合会でも受け付けております。

諏訪市役所高齢者福祉課介護保険係 0266(52)4141  
諏訪市社会福祉協議会 0266(52)2508  
国民健康保険団体連合 026(238)1580

#### 10. キャンセル規定

サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス提供当日の午前8時30分までに、電話にてその旨をお知らせ下さい。

#### 11. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

① 主治医 \_\_\_\_\_

病院名及び所在地・連絡先 \_\_\_\_\_

② 緊急時連絡先 氏名（継柄）（ ）

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

#### 12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、保険者、家族、居宅介護支援事業所に連絡をするとと

もに、必要な処置を講じます。尚、事業者は通所型サービスAの提供に辺り、利用者の身体・財産の損害を与えた場合にはその損害を施設が加入する下記の賠償保険の範囲内で賠償します。但し、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合はその限りではありません。又利用者の故意及び重大な過失により事業者が損害を受けた場合はその損害賠償を請求することとします。

#### 事業者が加入する損害保険

保険会社 東京海上日動火災保険株式会社  
保険種類 超ビジネス保険（事業活動包括保険）  
支払限度額 1事故 200,000千円

### 1 3. 非常災害時の対策

#### (1) 非常時の対応

消防計画に則り対応を行います。

#### (2) 避難訓練及び防災設備

消防計画に則り年二回避難訓練を行います。また、次の防災設備を備えます。

- ・消火器

### 1 4. サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- ・施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・施設内での他の利用者に対する一切の宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

### 1 5. 運営法人の概要

名 称：社会福祉法人 諏訪市社会福祉協議会  
代 表 者：会長 宮下 和昭  
所 在 地：長野県諏訪市小和田19-3  
連 絡 先：電話 0266(52)2508  
FAX 0266(57)1231

### 1 6. その他

当事業所ではご本人、ご家族、ケアマネージャー、関係諸機関へのサービス実績の報告、ケアの成果を把握、共有するために、画像や動画による撮影を行います。尚、画像につきましては新聞形式で利用し、他の利用者様との励まし合いにも活用させていただきます。

